

## 立教大学大学院学費その他納入金内規

施行	昭和53年4月1日
改正	1999年11月1日
	2004年4月1日
(題名改正)	2010年4月1日
	2011年4月1日
	2014年4月1日
	2020年4月1日
	2022年1月27日
	2023年11月30日

### (趣旨)

第1条 この内規は、立教大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、修士課程並びに博士課程前期課程及び同後期課程における当該年次納入すべき学費その他納入金について定める。

### (定義)

第2条 この内規において学費とは、授業料（在籍料を含む。）及び実験・実習費をいう。

2 この内規において当該年次とは、4月入学者は当該年度春学期及び秋学期の期間をいい、9月入学者は当該年度秋学期及び翌年度春学期の期間をいう。

### (修士課程及び博士課程前期課程のうち4月に入学した者)

第3条 4月に入学し、かつ、春学期の始めに立教大学大学院（以下「大学院」という。）修士課程若しくは博士課程前期課程において在学2年を超える者、又は大学院学則第3条第3項に定めるコースにおいて在学1年を超える者が、大学院学則第13条に定める所定の単位修得のため引き続き在学する場合は、当該年次所定の学費の全額及びその他必要な納入金を納入しなければならない。

2 前項により在学した者が、春学期に大学院学則第13条に定める所定の単位を修得し引き続き秋学期に在学する場合は、当該年次所定の学費のうち授業料の4分の3額及び実験・実習費の全額並びにその他必要な納入金を納入しなければならない。

3 第1項により在学した者が、春学期に大学院学則第5条に定める修了に必要な要件を満たし9月19日に修了した場合は、第1項の学費その他必要な納入金の2分の1額を納入しなければならない。

### (同前のうち所定の単位を修得した者)

第4条 4月に入学し、かつ、春学期の始めに大学院修士課程若しくは博士課程前期課程において所定の単位を修得した者が在学2年を超えて、又は大学院学則第3条第3項に定めるコースにおいて在学1年を超えて引き続き在学する場合は、当該年次所定の学費のうち授業料の2分の1額及び実験・実習費の全額並びにその他必要な納入金を納入しなければならない。

- 2 前項により在学した者が、春学期に大学院学則第5条に定める修了に必要な要件を満たし、9月19日に修了した場合は、前項の学費その他必要な納入金の2分の1額を納入しなければならない。

(修士課程及び博士課程前期課程のうち、9月に入学した者)

第5条 9月に入学し、かつ、秋学期の始めに大学院修士課程若しくは博士課程前期課程において在学2年を超える者、又は大学院学則第3条第3項に定めるコースにおいて在学1年を超える者が、大学院学則第5条に定める所定の単位修得のため引き続き在学する場合は、当該年次所定の学費の全額及びその他必要な納入金を納入しなければならない。

- 2 前項により在学した者が、秋学期に大学院学則第5条に定める所定の単位を修得し引き続き翌春学期に在学する場合は、当該年次所定の学費のうち授業料の4分の3額及び実験・実習費の全額並びにその他必要な納入金を納入しなければならない。
- 3 第1項により在学した者が、秋学期に大学院学則第5条に定める修了に必要な要件を満たし3月31日に修了した場合は、第1項の学費その他必要な納入金の2分の1額を納入しなければならない。

(同前のうち所定の単位を修得した者)

第6条 9月に入学し、かつ、秋学期の始めに大学院修士課程若しくは博士課程前期課程において所定の単位を修得した者が在学2年を超えて、又は大学院学則第3条第3項に定めるコースにおいて在学1年を超えて引き続き在学する場合は、当該年次所定の学費のうち授業料の2分の1額及び実験・実習費の全額並びにその他必要な納入金を納入しなければならない。

- 2 前項により在学した者が、秋学期に大学院学則第5条に定める修了に必要な要件を満たし、3月31日に修了した場合は、前項の学費その他必要な納入金の2分の1額を納入しなければならない。

(博士課程後期課程のうち4月に入学した者)

第7条 4月に入学し、かつ、春学期の始めに大学院博士課程後期課程において在学3年を超える者で学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を受けするため又は大学院学則第13条に定める所定の単位修得のため、引き続き在学する場合は、当該年次所定の学費の全額その他必要な納入金を納入しなければならない。

- 2 前項により在学した者が、春学期に研究指導を受け終え、かつ、大学院学則第13条に定める所定の単位を修得した後、引き続き秋学期に在学する場合は、当該年次所定の学費のうち授業料の4分の3額及び実験・実習費の全額並びにその他必要な納入金を納入しなければならない。
- 3 第1項により在学した者が、春学期に大学院学則第6条に定める修了に必要な要件を満たし9月19日に修了した場合は、第1項の学費その他必要な納入金の2分の1額を納入しなければならない。

(同前のうち所定の研究指導を受け終え、かつ、所定の修了要件単位を修得した者)

第8条 4月に入学し、かつ、春学期の始めに大学院博士課程後期課程において大学院学則第6条に定める研究指導を受け終え、かつ、大学院学則第13条に定める所定の単位を修得した後、在学3年を超える者が引き続き在学する場合は、当該年次所定の学費のうち授業料の2分の1額及び実験・実習費の全額並びにその他必要な納入金を納入しなければならない。

2 前項により在学した者が、春学期に大学院学則第6条に定める修了に必要な要件を満たし、9月19日に修了した場合は、前項の学費その他必要な納入金の2分の1額を納入しなければならない。ただし、9月19日までに博士学位申請論文が受理され、3月31日に修了した者は、前項の学費の2分の1額及び学位授与までの在籍期間所定の在籍料並びにその他必要な納入金を納入しなければならない。

(4月に入学した者のうち所定の研究指導を受け終え、かつ、所定の修了要件単位を修得した後学位授与が翌春学期以降に及ぶ者)

第9条 4月に入学し、かつ、大学院博士課程後期課程在学中の者が所定の研究指導を受け終え、かつ、大学院学則第13条に定める所定の単位を修得した後、3月31日までに博士学位申請論文が受理され、その学位授与が翌春学期以降になった場合は、翌春学期から学位授与までの期間の学費として在籍期間に応じ所定の在籍料及びその他必要な納入金を納入しなければならない。

(博士課程後期課程のうち9月に入学した者)

第10条 9月に入学し、かつ、秋学期の始めに大学院博士課程後期課程において在学3年を超える者で大学院学則第6条に定める研究指導を受けるため又は大学院学則第13条に定める所定の単位修得のため、引き続き在学する場合は、当該年次所定の学費の全額その他必要な納入金を納入しなければならない。

2 前項により在学した者が、秋学期に大学院学則第6条に定める研究指導を受け終え、かつ、大学院学則第13条に定める所定の単位を修得した後、引き続き翌春学期に在学する場合は、当該年次所定の学費のうち授業料の4分の3額及び実験・実習費の全額並びにその他必要な納入金を納入しなければならない。

3 第1項により在学した者が、秋学期に大学院学則第6条に定める修了に必要な要件を満たし3月31日に修了した場合は、第1項の学費その他必要な納入金の2分の1額を納入しなければならない。

(同前のうち所定の研究指導を受け終え、かつ、所定の修了要件単位を修得した者)

第11条 9月に入学し、かつ、秋学期の始めに大学院博士課程後期課程において大学院学則第6条に定める研究指導を受け終え、かつ、大学院学則第13条に定める所定の単位を修得した後、在学3年を超える者が引き続き在学する場合は、当該年次所定の学費のうち授業料の2分の1額及び実験・実習費の全額並びにその他必要な納入金を納入しなければならない。

2 前項により在学した者が、秋学期に大学院学則第6条に定める修了に必要な要件を満たし、3月31日に修了した場合は、前項の学費その他必要な納入金の2分の1額を納入しなければならない。ただし、3月31日までに博士学位申請論文が受理され、9月19日に修了した者は、前項の学費の2分の1額及び学位授与までの在籍期間所定の在籍料並びにその他必要な納入金を納入しなければならない。

(9月に入学した者のうち所定の研究指導を受け終え、かつ、所定の修了要件単位を修得した後学位授与が翌秋学期以降に及ぶ者)

第12条 9月に入学し、かつ、大学院博士課程後期課程在学中の者が所定の研究指導を受け終え、かつ、大学院学則第13条に定める所定の単位を修得した後、9月19日までに博士学位申請論文が受理され、その学位授与が翌秋学期以降になった場合は、翌秋学期から学位授与までの期

間の学費として在籍期間に応じ所定の在籍料及びその他必要な納入金を納入しなければならない。

(改廃)

第13条 この内規の改廃は、部長会の議を経て総長が行う。

附 則

この内規は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、1999年11月1日に改正し、1999年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、2004年4月1日から施行し、2002年4月1日から適用する。

附 則

1 この内規は、2010年4月1日から施行する。

2 「立教大学大学院授業料に関する申し合わせ事項」（昭和36年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この内規は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2023年11月30日から施行する。